

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名   | 水大気環境課 | 整理番号 | 8-1 |
|-----------------------|--|--------|------|-----|
| 処分の種類                 | 違反行為に対する中止命令   |        |      |     |
| 根拠法令条例等・条項            | 長野県水環境保全条例第13条   |        |      |     |
| 処分の概要                 | 事前協議をせずにゴルフ場の建設等を行った者、又は事前協議に係る同意の条件に違反した者に対して、行為の中止等を命ずるもの  |        |      |     |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | <p>第4 違反行為<br/>(違反行為の把握)</p> <p>1 地方事務所の長は、条例第12条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により同意に付せられた条件に違反した者を発見したときは、当該違反行為の内容について必要事項を調査の上、速やかに生活環境部長に報告するものとする。</p> <p>(中止命令等の措置)</p> <p>2 前項の違反行為を確認した場合は、条例第13条の規定により速やかにその行為の中止を命じた上、期間、方法を定めて行為前の原状に復帰させるものとする。ただし、原状回復が著しく困難である場合は、水道水源の水質及び水量等の保全を考慮した上で、必要な措置をとるよう命ずるものとする。</p> |        |      |     |
| 基準の制定根拠               | 「長野県水環境保全条例の規定に基づく水道水源保全地区事務取扱要領」  |        |      |     |